

審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日 作成

法 令 名：警備業法（7－1）
根 拠 条 項：第 4 条
処 分 の 概 要：警備業の認定
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 5 条第 1 項～第 3 項（認定手続） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条（認定等の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）
審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。 警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：4 0 日
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法 （ 7 - 2 ）
根 拠 条 項：第 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：認定の有効期間の更新
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条（警備業の要件）、第 7 条第 2 項～第 5 項（認定の有効期間の更新） 警備業法施行規則第 3 条、第 4 条、第 8 条（認定の有効期間の更新の申請） 警備業の要件に関する規則第 1 条～第 3 条（警備業の要件）
審 査 基 準： 警備業法第 3 条各号のいずれにも該当しないときには、認定の有効期間を更新する。警備業法第 3 条第 4 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、警備業の要件に関する規則第 2 条に掲げるものをいう。 警備業法第 3 条第 9 号に該当する場合とは、警備員指導教育責任者として選任しようとする者を、当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間： 4 0 日
申 請 先：主たる営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

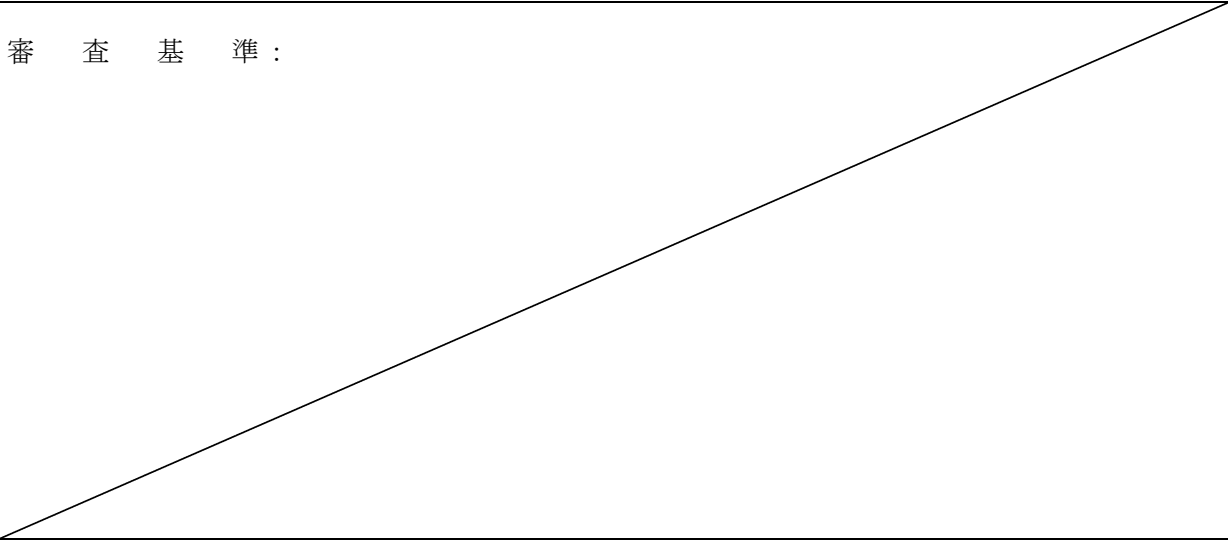
審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－3）
根 拠 条 項：第 2 2 条第 2 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 2 2 条第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（警備員指導教育責任者の要件） 警備業法施行規則第 4 2 条（警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条（公安委員会の認定基準）
審 査 基 準： 警備業法第 2 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、警備業務の区分ごとに資格者証を交付する。 このうち、同条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 8 条に規定されているが、同条第 1 号の「当該警備業務の区分に係る警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際に当該警備業務の区分に係る警備業務に関し、警備員を指導、教育した経験が相当にあり、かつ、警備員指導教育責任者としてふさわしい人格識見があること等をいう。
標 準 処 理 期 間： 3 0 日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

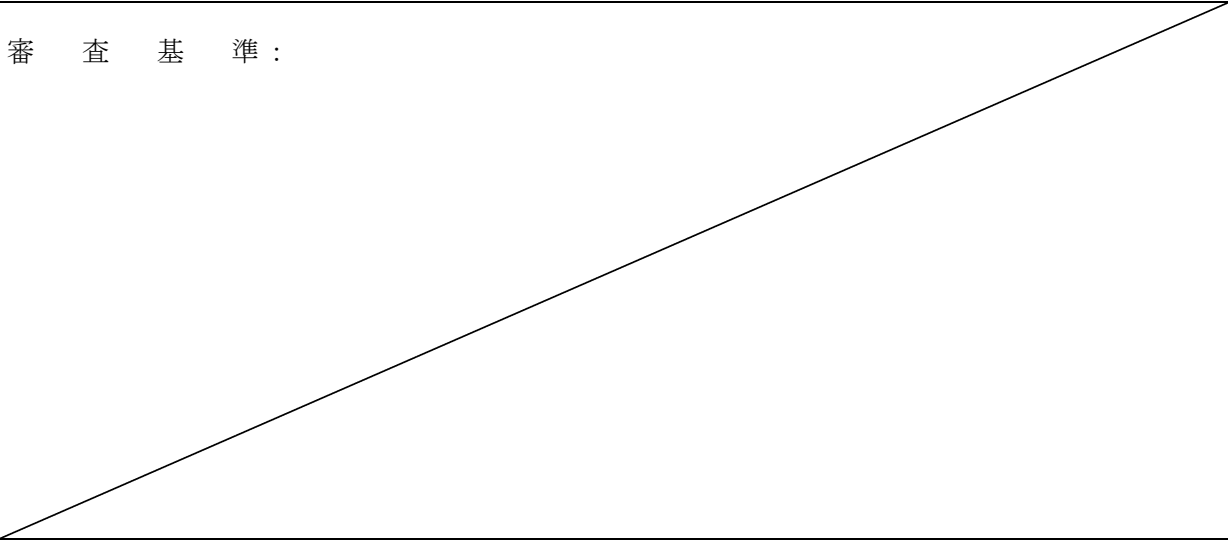
審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－4）
根 拠 条 項：第 2 2 条第 5 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 1 項、第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の書換えの申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 1 4 日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－5）
根 拠 条 項：第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の再交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第 4 3 条第 3 項（警備員指導教育責任者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 1 4 日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

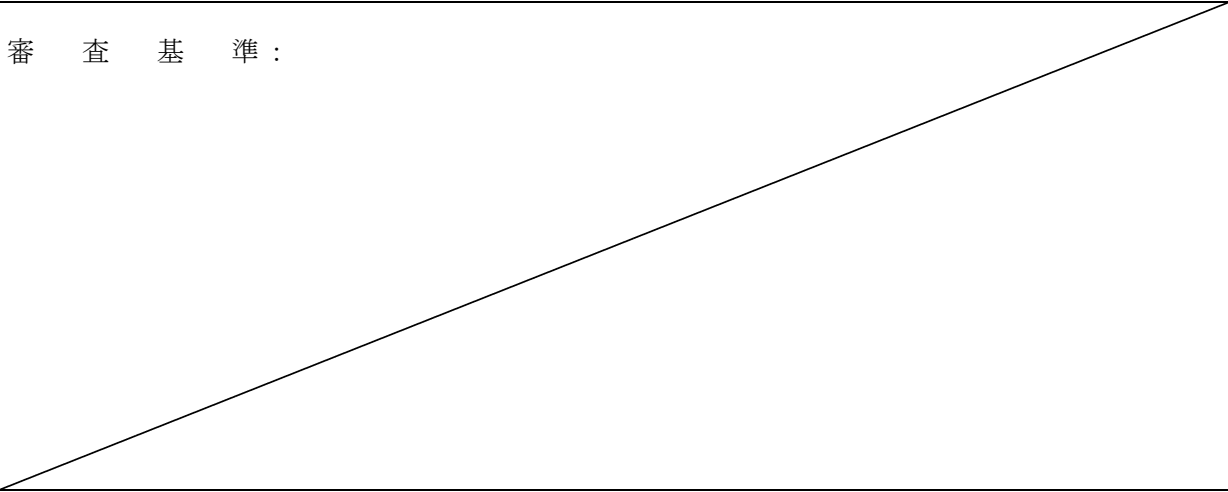
審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－6）
根 拠 条 項：第 2 3 条第 4 項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 2 3 条第 5 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 7 号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第 1 4 条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 3 0 日
申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話043-201-0110）
備 考：

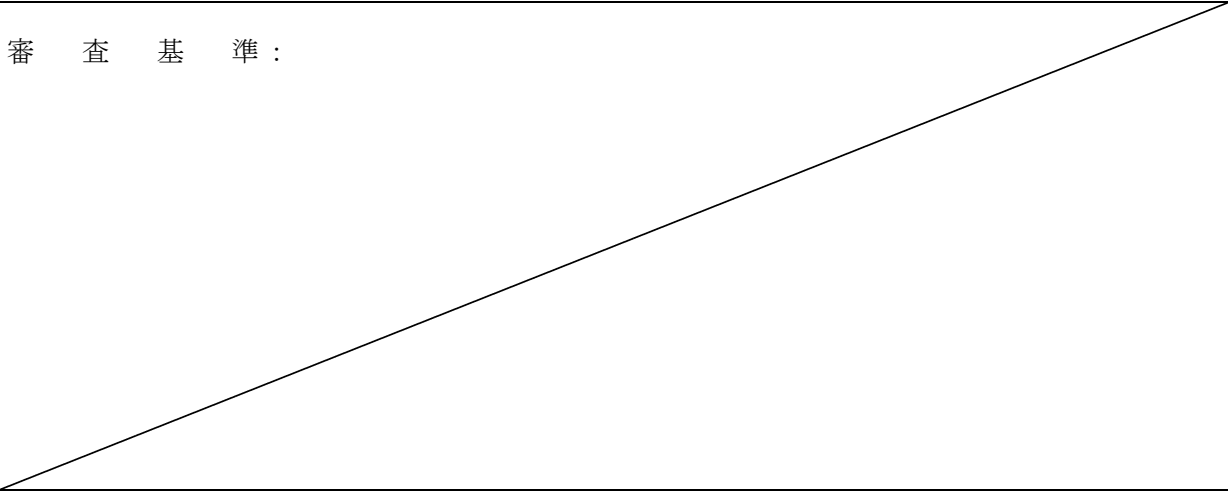
審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－7）
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 5 項
処 分 の 概 要：合格証明書の書換え
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 1 項、第 2 項、第 5 項（合格証明書の書換への申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 1 4 日
申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－8）
根 拠 条 項：第 2 3 条第 5 項において準用する第 2 2 条第 6 項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 1 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 1 4 日
申 請 先：住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

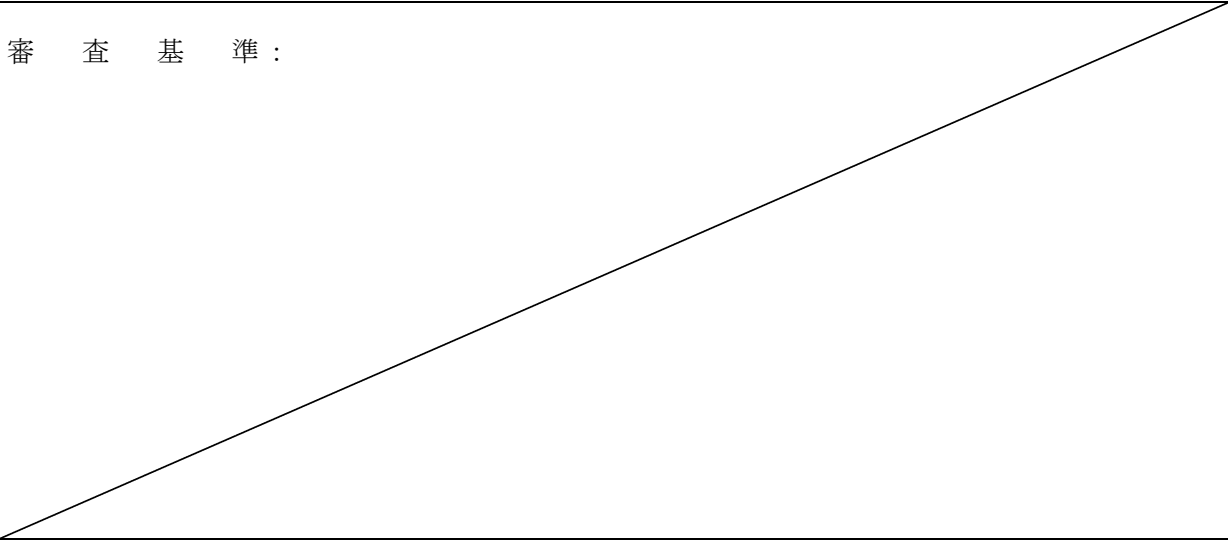
審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日 作成

法 令 名：警備業法（7－9）
根 拠 条 項：第 4 2 条第 2 項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 4 2 条第 3 項、第 2 2 条第 4 項、第 7 項、第 3 条第 1 号～第 6 号（機械警備業務管理者の要件） 警備業法施行規則第 6 3 条、第 4 2 条（機械警備業務管理者資格者証の交付の申請） 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条（公安委員会の認定基準）
審 査 基 準： 警備業法第 4 2 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項各号のいずれにも該当しない者であるときは、資格者証を交付する。 このうち、同法第 4 2 条第 2 項第 2 号の認定の基準は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第 1 4 条に規定されているが、同条第 1 号の「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさわしい高度な判断能力を有すること等をいう。
標 準 処 理 期 間： 3 0 日
申 請 先： 住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先： 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

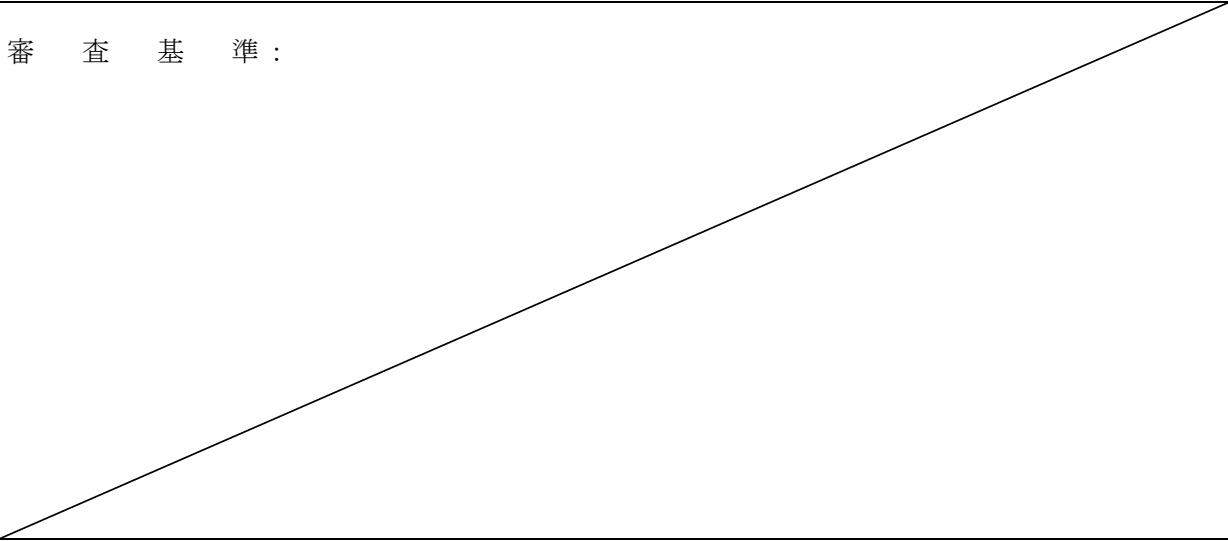
審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－10）
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第5項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の書換え
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第1項（機械警備業務管理者資格者証の書換えの申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 0 日作成

法 令 名：警備業法（7－11）
根 拠 条 項：第42条第3項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者資格者証の再交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第63条、第43条第3項（機械警備業務管理者資格者証の再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先：住所地を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考：